

# 「統計法制度に関する研究会報告書」の概要

## 統計調査の民間委託の推進について

### 1 民間委託の現状

これまで統計調査の民間委託は相当程度進展しているが、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（いわゆる市場化テスト法）の成立等により、今後、包括的民間委託を含め一層の民間委託を推進することが求められている状況。

### 2 民間委託に関する法的措置の検討の必要性

国民の統計調査に対する信頼を確保しつつ適切な民間委託の推進を図るための法制上の措置としてどのような措置が必要となるか検討が必要。

### 3 情報の保護の観点からの検討

#### (1) 基本的な考え方

情報の保護の観点から、現行法が調査実施者に対して規定するのと同様の義務、罰則については受託者に対しても規定することが必要。

#### (2) 受託者の義務等

統計調査の業務の受託者に対して、調査票等の関係書類を適正に取り扱う法律上の義務を課すための規定を整備することが適当。

統計法は、統計調査の業務の受託者に対して秘密保護の義務を課しているが、秘密の漏洩及び窃用に対する罰則並びに統計調査の結果の期日前漏洩に対する罰則の規定については、受託者にも適用されることが明確になるよう規定の整備をすることが適当。

### 4 統計調査の適切な実施の観点からの検討

#### (1) 基本的な考え方

現行の統計法制上、民間委託は具体的な調査方法の一つとして認められているが、今後、民間委託の一層の推進を図る上で支障を生じる点がないか検討が必要。

#### (2) 受託者の要件等

統計調査の適切な遂行に必要となる受託者の能力等の確認については、委託契約を締結する過程で審査を行うことにより、それぞれの統計調査の内容に応じた適切な委託先を選定することで特段支障はないと考えられ、受託者について法律上の資格要件等を新たに設けることは不要。

#### (3) 実地調査権

実地調査権については、仮にその行使の必要性が生じた場合にも調査実施者や地方公共団体の職員が行使することにより対応できると考えられることから、統計調査の基礎である国民との信頼関係に与える影響を考慮し、受託者に実地調査権を認めることは慎重に考えるべき。

#### (4) 統計調査員

受託者が雇用する調査員については、守秘義務とその義務違反に対する罰則を適用することとし、統計法上の「統計調査員」となる根拠規定を特に設けることは不要。

## (5) 法定受託事務の民間委託

調査実施者が、地方公共団体が包括的民間委託を行うことが可能と判断したものについては、調査実施者において、地方公共団体が包括的民間委託を行う場合に講ずべき措置等について定めた調査の計画案を作成し、当該計画案について、統計審議会の審議を経て総務大臣の承認を受けることが必要。

また、地方公共団体が包括的民間委託を実施する場合の留意事項などを地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務の処理基準等として、地方公共団体に明示することが適当。

## 統計データの二次的利用の促進について

### 1 統計データの二次的利用の促進の必要性

これまでの統計データの利用促進のための取組や「統計行政の新たな展開方向」、「政府統計の構造改革に向けて」等における統計データの利用に関する制度的な検討の要請を踏まえ、秘密の保護や調査対象者の信頼確保等に十分配慮しつつ、統計データの利用の促進の要請に対応するための統計法制上必要となる措置について検討。

### 2 現行統計法上の調査票の使用形態と問題点

統計法上、指定統計調査の調査票を当該指定統計の作成以外の目的に使用することは原則として禁止されており、使用が認められるのは行政関連の研究等に限られ、総務大臣による個別の承認・公示の手続を経ることが必要。

現行の調査票の目的外使用制度は、以下の、等の考えに基づき、「秘密の保護」と「公益性の高いこと」を要件として、調査票の目的外使用を認めているもの。

調査票の内容が漏洩又は窃用される可能性を法律上の守秘義務や罰則等のみにより完全に払拭することは困難であり、仮に、一旦、漏洩又は窃用があった場合には、統計調査全体に与える影響が大きいこと。

調査対象者においては、国の統計調査に協力することで国や社会一般に対し多大な貢献をしているとの認識を有していると考えられるが、このような認識に反してみだりにその申告内容が使用されることとなれば統計調査に対する信頼を損なうおそれがあること。

統計データの利用促進の観点から見た場合、現行制度では、行政機関等との関連性を有する研究の一環でなければ調査票の使用が認められないこと、調査実施者自身が特別集計を行う場合でも総務大臣の個別の承認及び公示という厳格な手続を経る必要があることが問題。

### 3 指定統計調査の統計データ使用の法制的な取扱い

#### (1) 統計目的の統計データの使用の促進

これまでの運用等を踏まえ、指定統計作成以外の「統計目的」で統計データの使用を認める場合の基準について法令上明記することにより、統計データの利用促進を図ることが適当。

総務大臣において一元的に調査票の使用の承認を行う必要性は乏しくなっていることから、調査実施者に使用の判断を委ねることにより、手続の簡素化を図ることが適当。

統計データの使用の適正な運用を確保するため、総務大臣は、使用を認めなかった場合を含め、統計データの使用の状況について各調査実施者に定期的に報告を求めることが適当。

個々の申告内容が明らかとなる形での調査票の使用については、「秘密の保護」、「公益性の高いこと」が調査対象者の信頼を確保するために必要不可欠なものであるため、引き続き現在の運用上の基準を維持することが適当。

#### オーダーメイド集計

オーダーメイド集計については、依頼者自身は調査票を使用することはなく秘密の保護が確実であることから利用を広範に認め、学術研究目的や教育目的等、一定程度の公益性が認められる場合にはオーダーを容認することが適当。

この場合、研究の成果等が論文等の形で公表され社会に還元されるのであれば、営利企業や大学院生等による利用であっても「学術研究目的」による利用に該当するとして、利用を認めることが考えられる。

可能な限り国民のニーズに応えられるよう、調査実施者に対し実施の努力義務を課すことが適当。

オーダーメイド集計の業務を独立行政法人等の他の機関に委託できることとし、その際、当該受託機関の職員等に秘密の保護や調査票等の適正管理義務を課すこと、秘密の漏洩及び窃用に対する罰則を科すこと、受託業務の遂行に必要な知識・能力、施設・設備等について法令又はガイドライン等に基準を定めることが適当。

公平性の観点から、依頼者から事務作業量に応じた手数料を徴収することが適当。

#### 匿名標本データ

調査票から個体識別性を除去した匿名標本データについては、匿名化のための措置が講じられていることから使用を広範に認め、オーダーメイド集計と同様、学術研究目的や教育目的等、一定程度の公益性が認められる場合にはデータの提供を容認することが適当。

個票ベースのデータであることにかんがみ、使用を認める場合には、データの管理体制が十分であるか等について慎重に審査を行うことが必要。

匿名標本データの匿名性については、行政機関個人情報保護法における個人識別性の考え方を参考に、統計審議会等第三者機関による専門的技術的観点からの審査を経た上で判断することが適当。

調査実施者に対し、当該統計の性質上作成が困難な場合等を除き、匿名標本データの作成・提供の努力義務を課すことが適当。

オーダーメイド集計と同様に、手数料を徴収すること、他の機関に委託できることとすることが適当。

匿名標本データの適正管理義務、再識別の禁止、第三者提供の禁止等について、罰則を含めた規定を整備することが適当。

#### インサイト利用等

インサイト利用（調査票の使用を庁舎内に限定することにより、研究目的等の調査票の使用を認める仕組みのこと。）等、秘密の保護等に特に配慮した形態による統計データの利用の促進は、当面、ガイドライン等を作成することにより対応することとし、今後の利用のニーズ等を踏まえ、制度化について検討することが適当。

### (2) 統計目的以外の統計データの使用の制限

統計目的以外の調査票の使用については、特に慎重に取り扱う必要があり、現在の運用基準よりも限定し、特別の必要性が認められる場合に限り、特例的に総務大臣が承認することが適当。

#### 4 使用目的の明示等

指定統計作成以外の統計目的の統計データの使用について、あらかじめ法令上規定されることを踏まえ、総務大臣による調査票の使用目的の個別の官報告示は廃止し、インターネットの利用その他の方法により、国民に対して統計データの使用の状況を公表することが適当。

統計目的以外の調査票の使用については、これまでの目的外使用制度と同様、調査票の使用目的について個別に官報告示を行うとすることが適当。

#### 5 統計データの使用に当たり必要となる秘密の保護等の措置

調査実施者以外の統計データを使用する者についても、調査票等の適正管理義務、秘密の漏洩又は窃用に対する罰則等の規定を整備することが適当。

#### 6 統計データアーカイブ

統計データアーカイブの具体的な設置の在り方については、新たな統計データの提供の動向も見極めつつ、引き続き検討を行うことが適当。

将来的なアーカイブの設置に備えるためには、調査票の内容を転写した電磁的記録の保存期間については出来る限り長期間とすべきであるが、調査票等の保存に関しては、調査票以外の保存すべき調査関係書類の範囲など、今後具体的に整理すべき事項も多く残されており、今後、これらの点について検討するとともに、具体的な規定の整備の在り方についても検討することが適当。

#### 7 届出統計調査及び承認統計調査

届出統計調査及び承認統計調査に関するオーダーメイド集計の実施や匿名標本データの作成・提供についても、指定統計調査と同様の規定整備について検討することが適当。

統計データの使用者に係る調査票等の適正管理義務や秘密の漏洩及び窃用に対する罰則等の規定については、指定統計調査と同様に整備することが適当。